

□特 集

2015年農林業センサス(農林業経営体調査)結果概要

農林業経営体の減少が続く、法人化や経営規模の拡大が進展 農林業の担い手として組織の役割が広がる

府企画統計課生活統計担当

はじめに

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計(統計法第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。農林業センサスは1950年以降5年ごと(2000年までは林業は10年ごと)に農林水産省が都道府県・市町村を通じて実施し、今回で14回目です。(林業センサスとしては8回目の調査となります。)

1 農林業経営体について

—農林業経営体は18,738経営体—

京都府の農林業経営体は総数18,738経営体で前回と比較し4,152経営体18.1%減少しています。このうち、農業経営体は18,016経営体、林業経営体は1,574経営体であり、前回と比較しそれぞれ16.9%、43.5%減少しています。なお、農林業経営体は農業と林業の両方に該当する経営体もあるため、農業経営体と林業経営体の合計は農林業経営体の総数と一致しません。(表1)

表1 農林業経営体数 (単位:経営体)

	2010年	2015年
農林業経営体	22,890	18,738 (△18.1%)
農業経営体	21,678	18,016 (△16.9%)
林業経営体	2,785	1,574 (△43.5%)

() 5年前との増減率

2 農業経営について

(1) 農業経営体は18,016経営体(△16.9%)

農業経営体は18,016経営体で前回に比べ3,662経営体16.9%減少しました。また、法人経営体数が300経営体で前回と比べ49経営体19.5%増加しています。(表2)

表2 組織形態別経営体数 (単位:経営体)

		2010年	2015年
計		21,678	18,016 (△16.9%)
法 人	小 計	251	300 (19.5%)
	農事組合法人	56	79 (41.1%)
	会 社	122	153 (25.4%)
	各 種 団 体	55	46 (△16.4%)
	そ の 他 法 人	18	22 (22.2%)
地方公共団体・財産区		3	2 (△33.3%)
非 法 人		21,424	17,714 (△17.3%)

() 5年前との増減率

(2) 大規模化の進行

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、3ha未満では、17,119経営体となり、前回と比較し3,749経営体、18.0%減少していますが、3ha以上では、897経営体となり、87経営体10.7%増加し、経営の大規模化が表れています。(表3)

また、農業経営体の経営耕地面積のうち借入耕地面積は7,673haとなり、前回と比べ491ha、6.8%増加しており、耕地の借入による経営の大規模化が見られます。(表4)

表3 経営耕地面積規模別経営体数 (単位:経営体)

	2010年	2015年	構成比
計	21,678	18,016 (△ 16.9%)	(%)
0.3ha未満	417	357 (△ 14.4%)	2.0
0.3～0.5	6,377	5,029 (△ 21.1%)	27.9
0.5～1.0	9,297	7,558 (△ 18.7%)	42.0
1.0～1.5	2,981	2,509 (△ 15.8%)	13.9
1.5～2.0	1,044	935 (△ 10.4%)	5.2
2～3	752	731 (△ 2.8%)	4.1
3～5	457	488 (△ 6.8%)	2.7
5～10	249	272 (△ 9.2%)	1.5
10～20	81	107 (△ 32.1%)	0.6
20ha以上	23	30 (△ 30.4%)	0.2

() は5年前との増減率

表4 耕地種類別経営耕地面積 (単位:ha)

	2010年	2015年	構成比
経営耕地総面積	21,226	19,652 (△ 7.4%)	(%)
田	17,146	15,846 (△ 7.6%)	80.6
畑	2,133	2,096 (△ 1.7%)	10.7
樹園地	1,947	1,709 (△ 12.2%)	8.7
うち借入耕地	7,182	7,673 (△ 6.8%)	39.0

() は5年前との増減率

(3) 農産物販売金額規模別経営体数

農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、3,000万円未満の経営体では、17,872経営体で前回と比べ3,665経営体、17.0%減少していますが、3,000万円以上の経営体では144経営体で前回と比べ3経営体、2.1%増加し、大規模化が進行しています。(表5)

表5 農産物販売金額規模別経営体数 (単位:経営体)

	2010年	2015年	構成比
計	21,678	18,016 (△ 16.9%)	(%)
販売なし	3,328	2,550 (△ 23.4%)	14.2
50万円未満	10,017	8,769 (△ 12.5%)	48.7
50～100	3,252	2,515 (△ 22.7%)	14.0
100～500	3,585	2,855 (△ 20.4%)	15.8
500～1000	771	668 (△ 13.4%)	3.7
1000～3000	584	515 (△ 11.8%)	2.9
3000～5000	75	76 (△ 1.3%)	0.4
5000～1億	38	40 (△ 5.3%)	0.2
1億円以上	28	28 変化なし	0.2

() は5年前との増減率

(4) 農業経営組織別経営体数

農業経営体を農業経営組織別にみると、単一経営体は11,997経営体で前回と比べて2,058経営体、14.6%減少しています。また、複合経営体も3,469経営体で826経営体19.2%減少しています。(表6)

表6 農業経営組織別経営体数 (単位:経営体)

	2010年	2015年	構成比
計	18,350	15,466 (△ 15.7%)	(%)
単一経営	14,055	11,997 (△ 14.6%)	77.6
稲作	11,121	9,460 (△ 14.9%)	61.2
麦類作	16	8 (△ 50.0%)	0.1
雑穀・いも類・豆類	149	123 (△ 17.4%)	0.8
工芸農作物	613	490 (△ 20.1%)	3.2
露地野菜	1,272	1,136 (△ 10.7%)	7.3
施設野菜	271	234 (△ 13.7%)	1.5
果樹類	291	270 (△ 7.2%)	1.7
花き・花木	129	106 (△ 17.8%)	0.7
その他の作物	61	57 (△ 6.6%)	0.4
酪農	65	45 (△ 30.8%)	0.3
肉用牛	23	29 (△ 26.1%)	0.2
養豚	4	5 (△ 25.0%)	0.0
養鶏	33	31 (△ 6.1%)	0.2
養蚕	-	-	-
その他の畜産	7	3 (△ 57.1%)	0.0
複合経営	4,295	3,469 (△ 19.2%)	22.4
販売なし	3,328	2,550 (△ 23.4%)	16.5

() は5年前との増減率

(5) 組織経営体の販売金額規模別経営体数・雇用者数

組織経営体を農産物販売金額規模別にみると468経営体で前回と比べ51経営体、12.2%増加しました。階層別に見ると特に1,000～3,000万円販売している組織経営体が対前回比62.1%と大幅に増加しています。(表7)

また、組織経営体が雇用した実人数は3,752人で前回と比べ504人、15.5%増加しています。(表8)

表7 組織経営体のうち販売金額規模別経営体数 (単位:経営体)

	2010年	2015年	構成比
計	417	468 (△ 12.2%)	(%)
販売なし	152	103 (△ 32.2%)	22.0
50万円未満	47	65 (△ 38.3%)	13.9
50～100	32	45 (△ 40.6%)	9.6
100～500	74	103 (△ 39.2%)	22.0
500～1000	28	41 (△ 46.4%)	8.8
1000～3000	29	47 (△ 62.1%)	10.0
3000～5000	16	22 (△ 37.5%)	4.7
5000～1億	18	20 (△ 11.1%)	4.3
1億円以上	21	22 (△ 4.8%)	4.7

() は5年前との増減率

表8 組織経営体の雇用者数 (単位:人)

	2010年	2015年
雇い入れた実経営体	187	313 (△ 67.4%)
実人数	3,248	3,752 (△ 15.5%)
延べ人日	202,078	299,239 (△ 48.1%)

() は5年前との増減率

(6) 主副業別・専兼業別農家数

販売農家のうち農業所得と従事日数及び年齢で判断する、主副業別では、全ての項目で減少し主業農家は2,251戸で610戸21.3%減少していますが、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いるかで判断を行う専兼業別では、専業農家は5,715戸で前回と比べ399戸7.5%増加しています。(表9、表10)

表9 主副業別農家数 (単位：戸)

	2010年	2015年	構成比
計	21,172	17,485 (△17.4%)	(%)
主業農家	2,861	2,251 (△21.3%)	12.9
準主業農家	4,626	3,007 (△35.0%)	17.2
副業的農家	13,685	12,227 (△10.7%)	69.9

() は5年前との増減率

表10 専兼業別農家数 (単位：戸)

	2010年	2015年	構成比
計	21,172	17,485 (△17.4%)	(%)
専業農家	5,316	5,715 (7.5%)	32.7
兼業農家	15,856	11,770 (△25.8%)	67.3
第1種兼業農家	2,286	1,274 (△44.3%)	7.3
第2種兼業農家	13,570	10,496 (△22.7%)	60.0

() は5年前との増減率

(7) 販売農家の男女別経営者数及び従事者数

販売農家の農業経営者数は17,485人で前回に比べ3,687人、17.4%減少しており平均年齢は67.8歳となっています。また、男女別では男性が16,489人で前回と比べ3,570人、17.8%減少し平均年齢67.5歳、女性は996人で前回と比べ117人、10.5%減少し平均年齢72.9歳となり男性より高齢化が進んでいます。

また、農業就業者数は24,760人で前回と比べ4,718人、16.0%減少しています。平均年齢は68.7歳となり、前回と比較し平均年齢が0.4歳上回っています。なお、農業従事者数は平均年齢61.2歳となり前回より1.9歳上回っています。(表11)

表11 男女別経営者数及び従事者数 (単位：人・歳)

	2010年	平均年齢	2015年	構成比	平均年齢
農業経営者数計	21,172	66.7	17,485 (△17.4%)	(%)	67.8
男	20,059	66.4	16,489 (△17.8%)	94.3	67.5
女	1,113	71.8	996 (△10.5%)	5.7	72.9
農業従事者数計	56,964	59.3	42,397 (△25.6%)		61.2
男	30,930	57.9	23,882 (△22.8%)	56.3	60.2
女	26,034	61.0	18,515 (△28.9%)	43.7	62.5
農業就業人口計	29,478	68.3	24,760 (△16.0%)		68.7
男	15,474	68.3	13,174 (△14.9%)	53.2	68.9
女	14,004	68.4	11,586 (△17.3%)	46.8	68.5
基幹的農業従事者数計	23,049	69.1	17,463 (△24.2%)		69.0
男	13,818	68.9	11,069 (△19.9%)	63.4	68.7
女	9,231	69.4	6,394 (△30.7%)	36.6	69.7

() は5年前との増減率

(8) 耕作放棄地

耕作放棄地(過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び作付け(栽培)をする意思のない耕地)は、全体で3,098haとなり前回と比較して248ha、8.7%増加しています。(表12)

表12 耕作放棄地面積 (単位：ha)

	2010年	2015年
計	2,850	3,098 (8.7%)
販売農家	796	864 (8.5%)
自給的農家	823	832 (1.1%)
土地持ち非農家	1,231	1,402 (13.9%)

() は5年前との増減率

3 林業経営について

保有山林面積規模別経営体数

林業経営体は1,574経営体となり、前回と比較して1,211経営体、43.5%と大きく減少しています。

また、保有山林面積規模別に見ると保有山林なし(前回比53.3%増)及び500～1,000ha(前回比16.7%増)の経営体が増加しており、1経営体あたりの保有山林面積も41.0ha、32.3%増加しています。林業においても規模の拡大が見られます。

(表13、表14)

表13 保有山林面積規模別経営体数 (単位：経営体)

	2010年	2015年	構成比
計	2,785	1,574 (△43.5%)	(%)
保有山林なし	15	23 (53.3%)	1.5
3ha未満	36	28 (△22.2%)	1.8
3～5	796	350 (△56.0%)	22.2
5～10	760	403 (△47.0%)	25.6
10～20	484	280 (△42.1%)	17.8
20～30	175	115 (△34.3%)	7.3
30～50	212	136 (△35.8%)	8.6
50～100	171	132 (△22.8%)	8.4
100～500	118	88 (△25.4%)	5.6
500～1000	12	14 (16.7%)	0.9
1000ha以上	6	5 (△16.7%)	0.3

() は5年前との増減率

表14 1経営体あたりの保有山林面積 (単位：ha)

	2010年	2015年
計	31.0	41.0 (32.3%)

() は5年前との増減率

調査の仕様

1 調査の目的

本統計は、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

すべての農林業経営体（「用語解説」参照）を対象としています。

3 調査期日

平成 27 年 2 月 1 日現在

4 調査方法

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査としています。

5 用語の解説

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数等が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15 アール
②施設野菜栽培面積	350 平方メートル
③果樹栽培面積	10 アール
④露地花き栽培面積	10 アール
⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）

- (4) 農作業の受託の事業

- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000 年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。
組織経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社及び合同会社のことをいう。
各種団体	農業協同組合、森林組合などの各種団体のことをいう。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
単一経営	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。
準単一複合経営	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体をいう。
複合経営	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体をいう。
経営耕地	農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意志のない耕地をいう。
販売農家	経営耕地面積が 30 アール以上又は調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の 50% 以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の 50% 未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。

兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

6 利用上の注意

ア 増減率及び構成比は、小数点第2位を四捨五入したものです。そのため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合があります。

イ 表中に使用した符号は次のとおりです。

「△」マイナス 「-」該当なし 「0」増減なし 「…」不詳又は資料なし 「X」数値が秘匿されているもの
 ウ 当センサスでは経営主及び法人が保有する農地と山林を調査対象としているため、他の都道府県に所有している面積も集計の対象になります。

1 農林業経営体数

(単位：経営体)

市町村名	計	農 業			林 業			
		経営体	組織経営	家族経営	経営体	組織経営	家族経営	
京 都 府 計	18,738	18,016	468	17,548	1,574	377	1,197	
京 都 市	2,339	2,110	27	2,083	397	58	339	
福 知 山 市	2,202	2,139	73	2,066	181	38	143	
舞 鶴 市	766	746	29	717	45	16	29	
綾 部 市	1,361	1,326	47	1,279	74	29	45	
宇 治 市	176	173	4	169	5	3	2	
宮 津 市	414	408	20	388	12	3	9	
亀 岡 市	1,874	1,850	40	1,810	69	24	45	
城 陽 市	300	300	8	292	1	-	1	
向 日 市	179	179	1	178	1	-	1	
長 岡 京 市	227	226	1	225	5	1	4	
八 幡 市	315	315	-	315	1	-	1	
京 田 辺 市	563	563	6	557	3	-	3	
京 丹 後 市	2,021	2,008	67	1,941	79	7	72	
南 丹 市	2,115	1,954	63	1,891	325	88	237	
木 津 川 市	801	794	6	788	12	5	7	
乙 訓 郡 大山崎町	26	26	-	26	-	-	-	
久 世 郡 久御山町	330	330	7	323	1	-	1	
綴 喜 郡	井 手 町	96	96	-	96	3	-	3
	宇 治 田 原 町	210	198	4	194	43	10	33
相 楽 郡	笠 置 町	19	18	-	18	3	1	2
	和 束 町	269	263	5	258	26	5	21
	精 華 町	313	313	2	311	-	-	-
	南 山 城 村	151	150	8	142	11	2	9
船 井 郡 京丹波町	1,188	1,059	34	1,025	252	80	172	
与 謝 郡	伊 根 町	118	117	2	115	5	1	4
	与 謝 野 町	365	355	14	341	20	6	14

2 経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体）

（単位：経営体）

市町村名	計	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0～ 5.0ha	5.0～ 10.0ha	10.0～ 20.0ha	20ha 以上
京 都 府 計	18,016	357	5,029	7,558	2,509	935	731	488	272	107	30
京 都 市	2,110	95	699	824	275	98	67	26	17	7	2
福 知 山 市	2,139	34	684	922	269	84	66	37	26	11	6
舞 鶴 市	746	19	294	321	68	12	14	8	6	4	－
綾 部 市	1,326	13	377	588	143	57	50	50	30	16	2
宇 治 市	173	5	37	66	35	13	8	6	3	－	－
宮 津 市	408	5	109	185	58	19	19	8	5	－	－
亀 岡 市	1,850	20	414	898	300	112	53	30	14	6	3
城 陽 市	300	6	77	129	35	21	21	9	1	1	－
向 日 市	179	3	66	71	27	9	3	－	－	－	－
長 岡 京 市	226	21	63	88	37	11	5	1	－	－	－
八 幡 市	315	4	59	132	68	28	14	6	4	－	－
京 田 辺 市	563	1	142	255	108	33	14	7	2	1	－
京 丹 後 市	2,008	37	430	733	320	154	117	101	74	33	9
南 丹 市	1,954	31	592	860	277	78	55	37	13	10	1
木 津 川 市	794	10	205	362	124	50	26	12	3	1	1
乙 訓 郡	大山崎町	26	2	10	12	2	－	－	－	－	－
久 世 郡	久御山町	330	4	53	125	75	25	34	11	3	－
綴 喜 郡	井手町	96	－	36	38	10	6	3	3	－	－
	宇治田原町	198	11	52	64	20	7	20	16	6	2
相 楽 郡	笠置町	18	－	13	5	－	－	－	－	－	－
	和束町	263	3	27	53	36	32	45	52	13	1
	精華町	313	1	122	146	29	13	－	1	1	－
	南山城村	150	3	29	43	11	4	19	29	10	－
船 井 郡	京丹波町	1,059	19	327	462	116	47	44	24	17	3
与 謝 郡	伊根町	117	2	36	49	13	5	6	2	4	－
	与謝野町	355	8	76	127	53	17	28	12	20	11

3 農産物販売金額規模別経営体数（農業経営体）

（単位：経営体）

市町村名	計	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～200万円	200万円300万円	300～500万円	500～1000万円	1000～3000万円	3000～5000万円	5000万～1億円	1億円以上
京 都 府 計	18,016	2,550	8,769	2,515	1,446	739	670	668	515	76	40	28
京 都 市	2,110	398	653	258	253	158	166	139	81	1	2	1
福 知 山 市	2,139	398	1,304	218	100	52	20	21	16	7	1	2
舞 鶴 市	746	146	431	90	30	18	10	5	10	3	2	1
綾 部 市	1,326	104	834	185	87	38	26	28	13	7	2	2
宇 治 市	173	25	47	26	9	9	15	14	27	-	-	1
宮 津 市	408	69	186	67	35	18	17	13	3	-	-	-
亀 岡 市	1,850	167	1,029	332	167	58	31	29	26	5	2	4
城 陽 市	300	49	92	53	33	15	16	17	19	3	1	2
向 日 市	179	26	57	44	21	8	11	7	4	1	-	-
長 岡 京 市	226	30	77	44	26	15	16	13	4	1	-	-
八 幡 市	315	34	85	45	41	28	31	21	23	3	3	1
京 田 辺 市	563	99	238	93	45	26	30	17	14	1	-	-
京 丹 後 市	2,008	226	909	354	173	89	89	80	70	10	6	2
南 丹 市	1,954	249	1,226	241	103	46	35	25	18	4	4	3
木 津 川 市	794	103	335	128	78	56	37	32	19	6	-	-
乙 訓 郡	大山崎町	26	5	8	6	4	1	1	1	-	-	-
久 世 郡	久御山町	330	32	81	45	26	27	24	47	37	2	9
綴 喜 郡	井手町	96	21	39	19	5	3	1	6	2	-	-
	宇治田原町	198	33	42	20	27	15	13	19	27	1	-
相 楽 郡	笠置町	18	6	11	1	-	-	-	-	-	-	-
	和束町	263	14	22	18	27	9	30	70	60	11	-
	精華町	313	63	160	43	26	5	7	8	1	-	-
	南山城村	150	29	43	6	9	2	8	23	23	3	2
船 井 郡	京丹波町	1,059	143	642	126	71	30	16	12	4	7	4
与 謝 郡	伊根町	117	18	64	12	4	4	4	6	5	-	-
	与謝野町	355	63	154	41	46	9	16	15	9	-	2

4 経営耕地面積等（農業経営体）

5 耕作放棄地

（単位：a）

（単位：a）

市町村名	経営耕地 総面積					貸付耕地 面積					
		田の面積	畑の面積	樹園地の 面積	経営耕地 面積のうち 借入耕地 面積		耕作放棄 地面積計	販売農家	自給的農家	土地持ち 非農家	
京 都 府 計	1,965,176	1,584,603	209,636	170,937	767,345	107,993	309,824	86,374	83,225	140,225	
京 都 市	185,451	138,564	37,288	9,599	41,512	8,318	16,129	4,292	3,952	7,885	
福 知 山 市	217,555	187,167	22,359	8,029	108,862	10,786	51,458	12,118	14,586	24,754	
舞 鶴 市	58,442	48,802	7,746	1,894	22,808	3,131	32,444	6,317	12,678	13,449	
綾 部 市	160,788	144,748	10,557	5,483	90,916	9,071	27,902	7,135	7,424	13,343	
宇 治 市	18,702	12,815	2,039	3,848	2,956	646	2,412	499	880	1,033	
宮 津 市	38,390	33,633	3,258	1,499	17,345	1,405	12,009	2,543	4,218	5,248	
亀 岡 市	189,167	175,609	11,759	1,799	59,770	8,254	10,803	4,007	2,482	4,314	
城 陽 市	30,686	19,144	4,655	6,887	6,970	1,357	3,831	1,105	511	2,215	
向 日 市	13,024	8,530	953	3,541	1,107	532	757	90	301	366	
長 岡 京 市	17,099	8,311	3,485	5,303	1,279	678	1,535	822	450	263	
八 幡 市	33,355	25,680	5,368	2,307	7,201	1,340	2,412	1,209	845	358	
京 田 辺 市	49,528	42,163	5,443	1,922	10,909	3,307	6,946	2,506	1,843	2,597	
京 丹 後 市	322,353	269,099	44,190	9,064	177,194	25,162	50,039	15,780	8,661	25,598	
南 丹 市	180,436	169,288	9,160	1,988	58,715	11,124	13,964	4,861	3,549	5,554	
木 津 川 市	76,383	46,764	14,275	15,344	16,347	3,919	22,581	7,519	6,205	8,857	
乙 訓 郡	大山崎町	1,503	1,026	419	58	47	58	261	138	55	68
久 世 郡	久御山町	37,835	30,775	6,767	293	6,956	2,097	1,843	803	391	649
綴 喜 郡	井手町	7,956	5,089	1,089	1,778	1,696	218	2,616	605	940	1,071
	宇治田原町	27,178	8,313	1,845	17,020	9,186	1,705	5,874	1,759	1,999	2,116
相 楽 郡	笠置町	809	688	121	-	159	15	2,141	85	793	1,263
	和束町	56,083	7,203	377	48,503	15,840	2,502	6,306	1,796	1,598	2,912
	精華町	21,240	19,463	1,409	368	4,066	1,145	5,067	1,534	1,785	1,748
	南山城村	34,467	8,605	4,626	21,236	17,338	2,523	7,719	2,765	1,662	3,292
船 井 郡	京丹波町	102,314	91,310	8,033	2,971	38,381	5,452	12,672	3,917	3,795	4,960
与 謝 郡	伊根町	12,495	11,900	570	25	8,312	555	4,957	969	756	3,232
	与謝野町	71,937	69,914	1,845	178	41,473	2,693	5,146	1,200	866	3,080

6 主副業別農家数（販売農家）

7 専兼業別農家数（販売農家）

（単位：戸）

（単位：戸）

市町村名	計	主 業 家		準主業農 家		副業的農 家	計	専 業 家	兼 業 家	兼業農家		
		65歳未満の従い	65歳未満の専が	65歳未満の従い	65歳未満の専が					第1種兼業農家	第2種兼業農家	
京 都 府 計	17,485	2,251	1,862	3,007	1,103	12,227	17,485	5,715	11,770	1,274	10,496	
京 都 市	2,065	467	429	399	222	1,199	2,065	744	1,321	164	1,157	
福 知 山 市	2,062	102	63	334	96	1,626	2,062	682	1,380	121	1,259	
舞 鶴 市	714	61	41	86	40	567	714	245	469	32	437	
綾 部 市	1,278	110	85	161	46	1,007	1,278	535	743	64	679	
宇 治 市	169	45	39	42	24	82	169	56	113	15	98	
宮 津 市	387	50	36	77	29	260	387	142	245	22	223	
亀 岡 市	1,807	138	97	347	108	1,322	1,807	478	1,329	87	1,242	
城 陽 市	290	57	50	60	25	173	290	88	202	33	169	
向 日 市	177	23	20	43	19	111	177	46	131	18	113	
長 岡 京 市	215	41	37	56	23	118	215	67	148	18	130	
八 幡 市	311	80	75	75	40	156	311	118	193	40	153	
京 田 辺 市	557	71	51	101	34	385	557	161	396	53	343	
京 丹 後 市	1,940	251	205	303	97	1,386	1,940	552	1,388	153	1,235	
南 丹 市	1,883	125	89	334	78	1,424	1,883	522	1,361	112	1,249	
木 津 川 市	788	110	89	151	66	527	788	266	522	67	455	
乙 訓 郡	大山崎町	25	3	2	9	3	13	25	7	18	1	17
久 世 郡	久御山町	323	107	96	69	37	147	323	123	200	43	157
綴 喜 郡	井手町	96	12	10	17	5	67	96	39	57	9	48
	宇治田原町	192	44	38	29	11	119	192	56	136	25	111
相 楽 郡	笠置町	18	-	-	4	1	14	18	7	11	-	11
	和束町	258	125	118	32	18	101	258	135	123	57	66
	精華町	311	34	26	53	15	224	311	110	201	14	187
	南山城村	141	51	46	18	7	72	141	44	97	41	56
船 井 郡	京丹波町	1,022	74	60	120	37	828	1,022	351	671	58	613
与 謝 郡	伊根町	115	19	16	36	9	60	115	40	75	3	72
	与謝野町	341	51	44	51	13	239	341	101	240	24	216

8 年齢階層別農業経営者数（販売農家）

（単位：人）

市町村名	男 女 計										農業経営者の平均年齢 （歳）	
	計	15～ 29歳	30～ 39	40～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75歳 以上		
京 都 府 計	17,485	28	211	768	994	1,768	2,735	3,117	2,629	5,235	67.8	
京 都 市	2,065	4	43	102	118	199	313	345	304	637	67.6	
福 知 山 市	2,062	2	10	66	84	172	291	367	349	721	69.8	
舞 鶴 市	714	1	10	28	24	56	73	138	118	266	69.8	
綾 部 市	1,278	3	14	45	46	101	157	227	232	453	69.7	
宇 治 市	169	－	3	12	10	21	28	27	18	50	66.4	
宮 津 市	387	－	3	13	33	36	63	67	55	117	67.9	
亀 岡 市	1,807	1	17	89	99	178	340	345	271	467	67.1	
城 陽 市	290	－	4	11	12	25	50	64	54	70	67.8	
向 日 市	177	－	－	6	10	16	34	30	29	52	68.6	
長 岡 京 市	215	1	1	6	13	27	38	42	27	60	67.5	
八 幡 市	311	1	4	21	22	38	49	47	40	89	66.7	
京 田 辺 市	557	4	2	17	33	78	95	93	74	161	67.5	
京 丹 後 市	1,940	4	30	103	172	242	322	326	271	470	65.8	
南 丹 市	1,883	4	17	75	93	191	296	342	282	583	68.3	
木 津 川 市	788	－	12	24	31	79	128	159	121	234	68.2	
乙 訓 郡	大山崎町	25	－	－	1	－	1	8	2	4	9	70.5
久 世 郡	久御山町	323	1	5	23	18	42	43	66	39	86	66.3
綴 喜 郡	井手町	96	－	－	3	6	11	15	15	13	33	69.0
	宇治田原町	192	－	2	12	17	21	26	38	31	45	66.2
相 楽 郡	笠置町	18	－	－	1	－	1	3	2	5	6	69.9
	和束町	258	1	9	24	25	30	39	49	36	45	63.1
	精華町	311	－	2	14	13	32	49	63	39	99	68.3
	南山城村	141	－	3	8	11	16	33	20	21	29	64.8
船 井 郡	京丹波町	1,022	1	12	38	63	97	154	172	147	338	68.4
与 謝 郡	伊根町	115	－	5	9	12	14	27	18	9	21	62.6
	与謝野町	341	－	3	17	29	44	61	53	40	94	66.5

9 保有山林面積規模別経営体数

(単位：経営体)

市町村名	計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1,000ha	1,000ha以上
京 都 府 計	1,574	23	28	350	403	280	115	136	132	88	14	5
京 都 市	397	4	6	58	84	80	42	51	40	27	4	1
福 知 山 市	181	1	2	48	54	30	14	19	6	3	3	1
舞 鶴 市	45	2	1	18	10	7	-	2	4	1	-	-
綾 部 市	74	-	4	22	16	8	3	8	8	5	-	-
宇 治 市	5	2	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-
宮 津 市	12	1	3	1	1	3	-	-	-	2	1	-
亀 岡 市	69	1	2	17	15	16	4	3	5	5	1	-
城 陽 市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
向 日 市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
長 岡 京 市	5	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-
八 幡 市	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
京 田 辺 市	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
京 丹 後 市	79	-	1	29	27	6	8	3	1	3	1	-
南 丹 市	325	4	3	68	90	63	20	25	29	20	3	-
木 津 川 市	12	1	1	4	1	-	2	1	1	1	-	-
乙 訓 郡	大山崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久 世 郡	久御山町	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
綴 喜 郡	井手町	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
	宇治田原町	43	2	2	3	9	9	2	3	7	6	-
相 楽 郡	笠置町	3	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	和束町	26	1	-	3	11	3	-	3	3	1	-
	精華町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南山城村	11	1	1	-	4	4	-	1	-	-	-
船 井 郡	京丹波町	252	-	-	63	70	48	19	14	23	13	1
与 謝 郡	伊根町	5	1	-	3	-	-	-	1	-	-	-
	与謝野町	20	-	-	4	6	2	-	2	4	1	-